

平成 28 年 3 月 31 日

県政記者クラブ各位

岩手県産業復興相談センター

岩手産業復興機構による第 106 号の債権買取案件の投資決定について

平成 28 年 3 月 30 日（水）岩手県産業復興相談センターからの債権買取要請に基づき、岩手産業復興機構において、第 106 号の債権買取案件の投資が決定されましたので、お知らせいたします。

「岩手県産業復興相談センター（以下、相談先センターという）では、平成 23 年 10 月 3 日の開所以降、東日本大震災の被災事業者からの相談対応を進めて参りました。また、同年 11 月 11 日に中小企業基盤整備機構、岩手県、岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、宮古信用金庫、東北みらいキャピタルの共同出資により設立された「岩手産業復興機構（以下、復興機構という）」を通じて、二重債務問題を解決するための債権買取支援を実施してきたところです。

復興機構では、金融機関等との間で債権譲渡契約を締結した後、事業者が被災前から負っていた債務にかかる債権の買取等を行い、その元利金の返済を一定期間棚上げすることによって財務内容の改善を図り、金融機関からの新たな資金調達の円滑化を促進します。

本件により、当センターの要請に基づく復興機構の債権買取の決定件数は累計 106 件となります。相談センターの業務は債権買取を含めた金融支援により、被災事業者の事業再生を図ることですが、債権買取支援後も、事業計画の進捗状況についてのフォローアップ支援を行っております。

今月で震災から 5 年が経過しましたが、相談センターとしましては、岩手県全体の早期の復興を実現するために、今後も個々の被災事業者の事業再生に向けた支援業務を強力に推進して参ります。

▽ 事業者・支援の概要

○沿岸南部地域の飲食業者。地震津波により店舗、設備、在庫等全壊流出。グループ補助金の活用により従前地から移転本設し、事業再開したが、嵩上げ工事に伴う土地収用で立ち退きを余儀なくされ、現在休業中の状況。今後再度の店舗本設により早期に事業を再開する必要があるが、移転補償金で賄う建設費用以外に開業のための運営資金が不可欠となるため、取引金融機関からの円滑な資金調達を行うべく、債権買取を決定した。

以 上

◆問合せ先：岩手県産業復興相談センター

企画グループ：山田 毅

電話 019-681-0812

●当センターの概要●

「岩手県産業復興相談センター」は、東日本大震災により被害を受けた事業者の皆様の早期事業再開・事業再生を支援するため、盛岡商工会議所が国(経済産業省 中小企業庁)からの委託を受けて事業を行う公正中立な公的機関です。地元地域金融機関や全国銀行協会等の外部団体、外部支援機関等から派遣された「金融・事業再生・税務・企業診断などの専門家」を相談員として、ワンストップ窓口で事業者の皆様の本格復興をサポートします。

また、沿岸部 12 カ所に一次的相談窓口として「岩手県産業復興相談センター地域事務所」を設置し、迅速に対応できる体制を構築しております。

名称	岩手県産業復興相談センター
設置主体	盛岡商工会議所
所在地	〒020-0875 岩手県盛岡市清水町 14-17 中圭ビル 1F (盛岡商工会議所会館の隣り)
TEL	019-681-0812
FAX	019-681-0827
開所日	平成 23 年 10 月 3 日
業務開始日	平成 23 年 10 月 7 日
業務内容	早期事業再開・事業再生に向けたアドバイスや幅広いサポートを行います (原則として無料)。 主な内容は以下の通りです。 ①信用保証制度や制度融資等の支援施策のご案内 ②外部専門家や関係支援機関のご紹介 ③事業計画の策定支援 ④岩手産業復興機構(※)による債権買取の支援

(※)岩手産業復興機構：正式名称 「岩手産業復興機構 投資事業有限責任組合・無限責任組合員 東北みらいキャピタル株式会社」

平成 23 年 11 月 11 日 東日本大震災により被災した県内事業者の早期の事業再生を支援するため、二重債務問題に対応する機関として、(独)中小企業基盤整備機構、岩手県、県内地域金融機関[(株)岩手銀行、(株)東北銀行、(株)北日本銀行、宮古信用金庫]、及び東北みらいキャピタル(株)の共同出資により、設立されました。

